

(犬の飼い主の遵守事項)

第 9 条 犬の飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 人の生命、身体及び財産を侵害し、かつ、逸走するおそれがないよう、犬をさく、檻その他の囲いの中で飼養し、又は綱、鎖等で固定物に確実につないで飼養すること。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - ア 警察犬、盲導犬、介助犬、聴導犬等をその目的のために使用する場合
 - イ 犬を制御できる者が、人の生命、身体及び財産に対する侵害のおそれのない場所及び方法で犬を訓練する場合
 - ウ 犬を制御できる者が、犬を綱、鎖等で確実につなぐ等の方法で連れ出す場合
 - エ その他人の生命、身体及び財産に対する侵害又は逸走のおそれのない場合として規則で定めるとき。
- (2) 犬を連れ出すときは、当該犬が排せつしたふんを処理するための用具を携行し、その汚物を適切に処理すること。
- (3) 犬をその種類、健康状態等に応じて適正に運動させること。
- (4) 人の生命、身体及び財産を侵害し、並びに他人に迷惑を及ぼすことのないよう犬に適切なしつけを施すこと。
- (5) 犬を飼養していることを明らかにするための標識を、工作物のある土地又は建物の出入口付近の外部から見やすい箇所に掲示すること。
- (6) 犬がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるおそれがあると認める場合は、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じること。

(こう傷犬の届出)

第 10 条 犬の飼い主は、自ら飼養する犬が人をかんだときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(こう傷犬の検診等)

第 11 条 人をかんだ犬の飼い主は、当該犬について狂犬病その他規則で定める疾病の有無を確認するため、直ちに当該犬を獣医師に検診させなければならない。

- 2 前項の規定による検診を行った獣医師は、当該検診の結果を市長に報告しなければならない。
- 3 人をかんだ犬の飼い主は、犬にかまれた者から当該犬に係る狂犬病等の有無について獣医師の診断書の交付を求められた場合は、速やかにこれを交付しなければならない。

(勧告及び命令)

第 17 条 市長は、動物が人に危害を加えたとき又は加えるおそれがあると認めるときは、当該動物の飼い主(第一種動物取扱業者及び特定動物飼養者を除く。以下この条及び次条第 1 項において同じ。)に対し、期限を定めて、次に掲げる措置のうち必要と認めるものを講じるよう勧告することができる。

- (1) 人の生命、身体及び財産を侵害し、かつ、逸走するおそれがないよう、さく、檻その他の囲いの中で飼養し、又は綱、鎖等で固定物に確実につないで飼養すること。

- (2) 動物に口輪等をかけること。
 - (3) 工作物を設置し、又は改善すること。
 - (4) 動物を殺処分すること。
 - (5) その他動物の管理上必要な措置
- 2 市長は、犬の飼い主が第 8 条第 1 項第 5 号若しくは第 6 号又は第 9 条第 1 号若しくは第 2 号の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、期限を定めて、当該違反行為を是正することその他当該犬の管理上必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 3 市長は、前 2 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置を講じるべきことを命じることができる。

(罰則)

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、10 万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第 17 条第 3 項の規定による命令に違反した者
- (2) 人に危害を加えたことがある犬又は人に危害を加えるおそれが著しい犬を逸走させた者

第 27 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第 8 条第 2 項の規定に違反した者
- (2) 第 10 条又は第 11 条第 1 項の規定に違反した者
- (3) 第 13 条第 2 項の規定による通報をしなかった者
- (4) 第 13 条第 3 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (5) 第 15 条第 7 項の規定に違反して薬物を混ぜたえさを捨て、移動させ、又は埋めた者
- (6) 第 18 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査等を拒み、妨げ、若しくは忌避した飼い主